

## 綾瀬市不当要求行為及び暴力的行為の対策に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員が職務の執行に関し、不当要求行為及び暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）に対応するための組織体制及び対処方法等について必要な事項を定め、もって職務の適正な執行の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 前条に規定する不当要求行為等とは、次に掲げる行為をいう。

#### (1) 不当要求行為

ア 職員の業務に関し、不当又は社会的妥協性を欠く方法により、その職務について不当な強要をし、あるいは名目のいかんを問わず金品その他財産上の利益をみだりに要求する一切の行為

イ 拒絶しているにもかかわらず、市の業務又は職務について職員個人に不必要な書籍、機関誌（紙）等の購読を要求する行為及び賛助金・寄附金その他金品の類を要求する行為

#### (2) 暴力的行為

ア 身体の一部（手・足等）や器具（凶器その他）を使って故意に職員を傷つけ又は傷つけようとする行為

イ 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為及び通常かつ正常な業務が遂行できないほどの不当及び喧騒行為

ウ 正常な状態で面談することが困難と判断した上で、面談を断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって強要する行為又は職員を罵倒するような言動で、聞くに耐えない程度の不快感を与える行為

エ 故意に、建物、附属備品及び物品を損壊したり、汚したりする行為

オ 無断で危険物を持ち込み、注意しても直ちに撤去・撤収しない行為

カ その他、施設の秩序が維持できないと判断した行為、市民サービス又は市の事務事業が円滑に執行できないと判断した行為

### (職員の基本姿勢)

第3条 職員は、次に掲げる事項を基本姿勢とする。

(1) 市全体の問題として、組織的に対応する。

(2) 「毅然とした姿勢・信念と気迫・冷静な対応」の信念で対応する。

(不当要求行為等対策委員会)

第4条 不当要求行為等の発生予防及びその対策について協議するため、不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不当要求行為等の発生予防に関すること。
- (2) 不当要求行為等の追放に関すること。
- (3) その他不当要求行為等の情報の交換に関すること。

(組織)

第6条 委員会の組織は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、副市長、教育長、部長、市長室長、会計管理者、消防長、議会事務局長、行政委員会の局長（部長又は参事の職に限る。）、担当部長及び危機管理監とする。

(委員長等の職務)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要の都度召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は資料の提出を求めることができる。

(関係職員の措置)

第9条 不当要求行為等の発生するおそれがあるとき又は発生したときは、所属長及び職員は、相互に協力してその予防及び排除に努めなければならない。

- 2 不当要求行為等が発生したときは、関係職員は直ちに所属長に届け出るとともに、所属長は別記様式により委員長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会及び不正要求行為等の対策に関する庶務は、職員主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

不当要求行為等の対策に関する報告書

年 月 日

不当要求行為等対策委員会委員長 殿

所 属

職・氏名

綾瀬市不当要求行為及び暴力的行為の対策に関する要綱第9条第2項の規定に基づき、  
次のとおり報告します。

事 件 名			
発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
被害者（物）			
被 害	有・無	被害概要	
相 手 方	氏 名		
	住 所		
	電 話		
	勤 務 先		
	勤務先所在地		
	勤務先電話		
	団 体 名		
地 位			

上記が不詳の場合	人相	年齢	歳位～ 歳位		
		身長	c m位～ c m位		
		体格	中肉・やせ型・がっちり型・その他（ ）		
		頭髪	色 (ストレート・パーマ)		
		面型	○・□・△・▽・その他（ ）		
		顔色	白・並・浅黒・赤ら顔・その他（ ）		
	衣着	帽子	種別	色柄	特徴
		上衣	種別	色柄	特徴
		ズボン	色柄	特徴	
		履物	種別	色柄	
		その他			
	身体特徴	顔面	傷痕	ほくろ	その他（ ）
		身体	傷痕	その他（ ）	
		眼鏡			
		その他	(声の特徴など)		
その他	車両	走行時間	時 分頃	走行方面	方面
		登録車両番号		車名	
		車両の色		乗車人員	人
特定すべき事項	上記が不詳の場合	車種	・普通自動車 ・ライトバン ・普通貨物自動車 ・ワゴン車 ・軽自動車 ・その他		
		特徴	形式： ・2ドア ・4ドア ボディーの文字： 有（ ） ・無 その他（ ）		
		その他車両を特定すべき事項			

	凶器	有・無	種別：
			形状：
			大きさ：
			特徴：
その他の特定すべき事項	事案の概要	目的(思われること)	
		理由・原因 (仕事・私的・飲酒等)	
		被害時の具体的状況	
		相手方の要求事項	
		施設等の被害の状況	
その他	その他	目撃者の有無	
		警察への通報連絡の有無	
		録音テープ・写真等の有無	
		その他相手方の動向	
		不審物の形態又は置かれていた状況	